

令和2年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年12月10日(木)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 3番 井田時夫委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 16番 富田行博委員 18番 舩越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 池口稔委員 田中英省委 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任
農林課	中久喜農林水産振興局長、祖田担当課長補佐、深田担当課長補佐、神庭係長、米澤係長
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答

について

オ 第5号 下限面積（別段の面積）の設定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田中会長職務代理者）

第9回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号1番の生田委員と議席番号3番の井田委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、田邊会長、泉委員、岩佐委員、大太委員、中本委員です。

審議の前に、米子市農林課から、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見照会に関して説明があります。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

農林課の中久喜と申します。今日の趣旨ですが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定についてです。農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づき市町村が作るということで、本市は平成18年に一番目を作成し、平成22年、26年と変更しています。今回、基盤法が改正され、これを受け県が鳥取県農業経営の基盤基本方針を完成したという流れです。この県の改正を受け、県内各市町村も農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正するという経緯です。

本日は改正案を説明します。今回、目指すべき農業構造の姿の再検証、見直しとして、担い手の育成、担い手が経営発展に活かす農地利用の姿を展望、農業経営モデル類型の見直し、担い手への農地集積、集約化の加速と非農地化促進を前提とした農業構造の見通し、目標数値が主に変更、改正となっています。詳しくは、担当から説明しますが、農業委員会の意見をその後集約していただければと思います。

農林課（祖田担当課長補佐）

農林課農政担当の祖田と申します。見直し案は、私に取りまとめたので、概要を説明し、その後、質疑等必要に応じ担当が回答します。

新旧対照表の1ページの3番ですが、認定農業者の所得目標、労働時間を定めています。現行の想定は所得目標380万円程度、労働時間目標1,900時間程度となっています。結果として、これは据え置きとしました。理由は県基本方針の中で380万円程度、1,800時間程度と定められ、この内容を県も統計調査に基づき再検証し、平成26年から6年経った今も同じ380万円だという事で、これを元に米子市の給与所得者の所得動向を見たところ、過去5年間、ほとんど変動無しという検証をし、米子市も380万円と設定しました。

労働時間は、県が統計調査を元に1,800時間と設定をしましたが、現行米子市の構想では1,900時間になっています。1,800時間では目標到達が難しいという事で、平成26年に1,800時間プラス100時間ということで判断した訳ですが、状況は当時と変わらず、1,800時間の達成は難しいということから、市では1,900時間を目標としました。これが認定農業者です。

続いて、新旧対照表の3ページの6番です。認定新規就農者の所得目標及び労働時間目標を定めています。現行は、主たる従事者が250万程度、夫婦による共同経営は300万円程度と設定しています。これも給与所得者の動向が6年前から変わってないということで、据え置きとしました。年間労働時間は、認定農業者と比べ、認定新規就農者は経営規模が小さいこともあり、県が定めた1,800時間を踏襲し、市として据え置きとしました。所得、労働の目標は以上です。

次に4ページの経営体数の現状と目標です。総農家数は、農林業センサスに基づき米子市の農家数は3,002戸が現状です。経営体数は、担い手となる経営体は184経営体で全体の6.1パーセント、その中で個別経営体とあるのは認定農業者、農地所有適格法人、構想の基準到達者を含め、現状で88経営体。それから組織経営体、集落営農組織は今のところ0、一番下の準経営体、新規就農者、人・農地プランに位置づけられた者は96経営体で合計184経営体です。これを令和10年の目標として、総農家数の見込として、約3分の2の2,000戸。これは県全体の傾向値と一致します。合計目標とする経営体数は212経営体で全体の10.6パーセントです。個別経営体、認定農業者等の目標は100経営体としています。これは20経営体が新規就農者から移行すること、約8経営体が法人としての参入、その他16経営体のリタイアを見込んでいることから100経営体という目標にしています。組織経営体は2経営体20戸としていますが、これは中山間地の集落、多面的機能の活動組織との組織化を見込んでいます。準経営体は、現状で新規就農者が年間4人ですが、これは5年経ったら卒業していきませんが、それを年間5人、1人微増ですが5人でまわすという目標で、5年間で25人を見込んでいます。それから人・農地プランに位置付ける中心経営体は現状76ですが、これを1割強の増を目指し85とし、併せて110という目標にしています。

それから5ページ、農地利用の展望です。現状695ヘクタールが担い手に集積されている所からスタートし、先程申し上げた525ヘクタールを上積みし、全体で1,220ヘクタールを担い手に集積しようという目標です。この内、個別経営体農用地利用面積は740ヘクタールで、経営体数は100ですので、平均7.4ヘクタールです。組織経営体は、1組織10ヘクタールという計算で20ヘクタールとしています。準経営体は、新規就農者は今現状1.7ヘクタールという平均値ですが、わずかながら上げ、1.8ヘクタールで県の設定した数値並みにしたいという事です。その他、人・農地プランに位置付ける経営体も現状は2ヘクタールと小規模な農家が多いですが、これを4.8ヘクタールにという目標を掲げ、合計で460ヘクタールです。

次に別資料の営農類型です。大きく内容は変わっていません。現状、認定農業者、現状の新規就農者の経営状況を再確認し、規模の拡大縮小はありますが、基本的に現行を踏襲しています。規模の拡大縮小によって労働力もそれに伴って増減します。一つ一つの説明は割愛します。13ページの新規就農者の白ネギ、ブロッコリー、スイートコーンが今までに無かった類型です。

大きな資料の7ページをお願いします。先程、農地集積の目標をそれぞれ設定しましたが、これを合計すると表にある面積のシェア目標という事で、市全体の農地面積の46パーセントを個別経営体、組織経営体、準経営体に集積しようというのが目標です。

数値目標は以上です。その他、本文の所に今回新たに、人・農地プランの実質化をはじめとする地域ごとの多様な活動を支援する中で、地域の実情に即した経営体の育成・発展に努めるといった内容や、人・農地プランの推進組織である人・農地チーム会議における関係機関及び関係団体相互の調整機能を強化するといった文言を追記しています。新旧対象表の14ページには、農地中間管理事業の実施の促進に関する事項を定めています。19ページには、農地利用集積円滑化事業に関する事項が法改正により農地中間管理事業へ一体化された事から一括削除したものです。大きな変更点は以上です。この他、法律、制度の改正による修正、整理を各所で行っています。

議長（田中会長職務代理者）

膨大な文書量ですが、質問はありますか。

池口推進委員

認定農業者は、淀江は何人ですか。認定農業者に対して農林課として何か指導されますか。例えば田に木が生えているような所など。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

農地の適正な管理という意味では農業委員会の指導になるかと。

池口推進委員

認定農業者で農地を管理しない人がいます。田植え前に一回草刈りし、稲刈りが済んでから一回草刈りする人がいます。そういうのは農

林課が指導されますか、農業委員会ですか、中間管理機構ですか。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

農業委員が事務局と一緒になっていると思います。

角農業委員

認定農業者とか新規就農者が、農地を借りて、放棄しているというのが結構あります。これを農業委員として指導してまわるのかと。

池口推進委員

認定農業者にするのが農林課なら、指導は農林課じゃないですか。

関本農業委員

1 ページ目の3番の所得、380万円を継続されていますが、380万円を月に直すと30万円ちょっと。この年収、一体いくらを基準にしていますか。この年収、現実にプランで一体いくらを予定されていますか。現実的に可能な数字か、その辺をどう考えて作り、所得に直す年収が一体いくらに設定されているのか聞きたいです。

農林課（神庭係長）

それぞれの反収を出していただいて、年間の決算書とか。

関本農業委員

いくら、何千万円、1000万円、2000万円。

農林課（神庭係長）

1,000万円を超えています。一応4,000万円弱です。20ヘクタールですが収益の方が単価の方が3,000万円位。10アールの生産キロの方が4,200キロですので、それに生産規模をかけて、それぞれ合計しています。

関本農業委員

10ページの水稻で20ヘクタールになっていますが、どういう計算ですか。

農林課（神庭係長）

こちらは、今現在、米子市には無い組織経営体というものを、県のモデルを参考に作りました。組織で共同作業をしていたら、今後作られる可能性があるという事で作っています。

関本農業委員

収入がいくらで計算してあるか、はっきり金額を。

農林課（神庭係長）

売上は、約1,500万円です。

小西農農業委員

今の問題ですと、それぞれいくらの売り上げがあり、いくら経費がかかり、いくら実収入があるという数字をおおまかに出してあった方が解り易いと思う。県がこうだからという訳じゃなくて、米子市は数字があれば数字を出されたら解り易いのではないのでしょうか。

関本農業委員

米のパターンとネギのパターンで年収が違ってくる。ネギは割が高いから。基本ベースはあるでしょうから、それを具体的に言ってもらわないと所得380万円と言われても、それなら年収いくら稼せがなければならないのかなど。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

すみません、そちらは誤っております、代表的な米子市の栽培品、米を始めとして人参、ネギ、ブロッコリー、果樹でいうと梨とか柿とかがあります。柿農家でしたらこの位の規模でしたら、収入から肥料を始め機械の減価償却等を抜いて、正味の儲けが380万円となります。例えば1番でしたら、梨と柿と水稻ならこの面積でこういう生産があったら、正味の儲けが380万円になりますが、いくら売り上げればこれになるかがわからないというのはごもっともで、これは作成して後日配布します。

関本農業委員

目標生産量から金額が出る訳でしょ。1番だったら20世紀をこれだけ作ればいくら、その積み重ねが、私が見たらわからない。

米澤推進委員

積算にあたって、これは基本的な事が出来てない。積み上げてこれになるというのが全然無いというのは、いい加減にしたのですか。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

根拠が無い訳ではありませんが、実際何をどのくらいあれば売上げがあるというのは種類や季節によって違います。県の普及所においてモデル類計等で作成したところです。380万の儲けになるため、水稻ではどれ位の規模でというものをモデル類型でお示したところですが、類型の資料に不備がありますので解り易いのを作って後日郵送なりしようと思います。

竹中農業委員

それは380万円ありきで動いているという事。県が380万円だから、それに合わせて数字を作ると堂々と言っている。自分たちの足で稼いだ数字の積み上げでなく、普及所の数字をそのまま使い、それに合わせると言っているのと同じ事だが、それで本当に米子市の農政が賄えるのかその考え方で、ちょっと不思議だが。認定農業者で言ったら他の町村に比べて米子市は非常に少ないというのを前々から言われているのなら、上限の所得金額を米子市だけ下げるとか、認定農業者の枠を広げるとか、そういう動きを独自でやればいいのか。それもせず県と同じ事をするという事に皆さんが不満を感じていると思うので、改善をお願いします。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

一応、所得目標というのがあり、それを計算して、あくまで目標ですが、県も380万円という目標を立てています。根拠を示すと、2

0歳から64歳の生涯賃金が1億5,800万円で、定年退職金は概ね平均1,280万円、それを45年農業に携わるとして割った数字が3,784,000円なので、勤労者の平均を目指そうという、これが380万円の根拠で、県と市で一緒です。

竹中農業委員

それは数字の問題で、市の政策として、これにかかわらず少し下げるとか考えるのが仕事ではないか。数字にこだわっている訳ではない。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

県はこうだが米子市はどうかというのはもちろん検討した上で一緒になったという事です。

竹中農業委員

市として書面にまとめるのは、独自のものを作られた方がいいのではないかと。県と同じなら県が作ったものを見れば済む事。米子市はこう作った、内容は変えているというものが無いと、市の政策にならないのではないですか。

農林課（中久喜農林水産振興局長）

市の給与所得者で作っている所がありますので。

竹中農業委員

ベースはそれでいいですけど、政策ですから、市の認定農業者を増やすために所得をちょっと下げるとか、そういう政策を考えるのがあ

なた方の仕事です。そのまま県の資料を出されても、あなた方が仕事をしているふうに見えないという事です。

田中推進委員

各論的な話も出ていますが、そもそも論として例えば新旧対照表の4ページを見ると、旧の方は平成26年から35年ですから令和5年までの間で目標が設定してある訳ですよね。今、令和2年ですので、これ差っ引いて考えないといけないと思います。それにしても例えば個別経営体130という数字があがっていますよね。現実には新の方を見てもらうと88、その下も同じという事は先程から話が出ている、県のモデルに合わせて県を基本にという事ばかりであって、実際米子市の現状がどうなのかという所を元にした行政が行われていないため、この目標値がこれだけずれているのではとも考えられますが、この辺りはどうお考えですか。

農林課（祖田担当課長補佐）

その点は最後まで熟慮しました。まず前回の基本構想が県の目標値、率をそのままあてはめたものになっています。これを反省しまして、ご覧のように下方修正のような数値にはなっていますが、特に認定農業者等は経営規模が県の平均に近いものがありましたが、先程申したとおり、人・農地プランの中心経営体が2ヘクタールというのがちょっとと県の平均を大きく下回っています。その部分にしても米子市としての現実的な達成可能な目標という事で、県よりは率としては低い目標にはなりますが、米子市なりの達成可能な数字として最後まで検討した結果がこの数字になっています。ちなみに県は、10年先の集積目標は59パーセントという非常に高い目標を立てています。米子市は先程も申しましたように46パーセントという目標にしておりますので、かなり開きがあるように思いますが、米子市の現状の集積率が23パーセントで、県全体で言いますと38パーセントでスタート時点でこれだけ差があるという事を確認しまして、米子市の目標として、ここに掲げた46パーセントを頑張ってここまで追いつこうという米子市としての目標を考えています。ご理解をお願いします。

田中推進委員

今の説明で、前回の26年度が現状に合っていない案であったという事を認められた訳ですけども、今回もそうならないようしっかりと精査していかないと。基本的に米子市の場合、認定農業者数が多くないですね。実際どれくらいのパーセントなのか聞きたいところですが、そういう所をモデルに380万円というのが出てきても、実際の農家はこれに匹敵することにならない訳です。だから先程言ったように、モデルをどう考えるかというところで、米子市独自にでも、県レベルに合わせた数字もいかもしませんが、より現実合ったような形で一般の農家はどうかという、そこを基本に農業政策をやっていかないと、この次の分も絵に描いた餅になるという危険性が非常にあると思います。その辺を意見としてしっかりしておきたいと思います。併せて集積の事が出ましたので言わせていただきますと、集積するのに、中間管理機構を通すのが一番いい訳ですが、なかなか貸し借りの部分で面倒な事務的な事もあったりして、相対も結構あるのです。この間、私事ですが相対の利用権設定の書類を出したのですが、この間から様式等の変更もあったと思うのですが、非常に柔軟性が無い行政的な事務処理があったと認識しています。そういった形でいくと、淀江は非常にヤミ小作が多いのですが、これからどんどん増えると思います。と言うのが、今、相続がきちんと出来ていない農地が増えており、きちんと利用権設定をして集積していく事が出来ない現状があります。その辺もある程度考えたり、柔軟な対応をしたりしながら、しっかりした経営規模を確保していくという、こういった具体的な、今後10年先を見越した農政を是非お願いしたいと付け加えておきます。そうしないと集積出来ないですし、相対の利用権設定すらいから、もう個人で、裏でやってもらえればいいという人が実際に多いです。そうならないようにしていかないと、農業委員会としても農地を管理する事が出来ないです、裏でやってしまうと。その辺も踏まえてよろしくをお願いします。

関本農業委員

先程、収入が1,500万円、所得が380万円と言われたのですが、そうすると、歩留まりが25パーセントで、3割にならないです。1,500万円働いて25パーセントしか儲からないという、農業のパターンを作っている。儲かる農業であるという事をモデルで作られた方がいいと思います。単純計算で25パーセントなら、若い人が何だこれだけしか儲からないのかと。作るのはいいいですが、もうちょっと儲かるような、見て儲かっているなというモデルを作られた方が、若い人にとってはいいのではと思います。作った物に対してどうこう言う訳じゃないですが、もし作るのならそういう事を念頭にされた方が、新規参入される方が入りやすいと思います。

公本農業委員

議長、質問を一人ずつ言ってもらって、次の総会時に回答してもらわないと、何時まで経っても切りが無いです。

議長（田中会長職務代理者）

議論は尽くすことが出来ませんが、先程、関本委員から話が出ましたが、積算根拠は絶対必要です。積算根拠をはっきりしてもらう事と、米子市の現実に即した形の方向性を何らかの形で説明してもらわないと、農業委員として、推進委員としては動けない。だからその辺の所の資料を出していただいて。来月の総会で審議する予定ですので、それまでにその資料を元に納得される方、まだちょっと聞きたいという方もいるでしょうし、そういう方向でいいですか。最後矢倉委員が一言という事なので。

矢倉農業委員

この資料をもらったのが1週間くらい前で、膨大な量ですが、農業者にとっては非常に重要な事や目標があると思います。我々も意見を述べるにあたり、これを頭に十分入れ、また行政もじっくりと頭の中に入れて整理してもらいたいと思いますが、冒頭の1の所、6年前からの反省が全くされていない気がします。これを十分精査し今後の目標を立ててもらいたい。もう一つ、優良事例のモデルが書いてあるが、今のモデルか何年間先のモデルかをはっきりしてもらいたい。このモデルでどの位所得があるのか記載がないと、儲かっているのか全く分からない。作業場を建て、設備投資をして、果たして儲かるのかと。その辺を記載してもらいたい。

農林課（祖田担当課長補佐）

構想は10年先を目標としています。モデル類型の収入等の表については承りました。モデル類型は、現に展開されている優良事例を踏まえつつ、米子市における主要な営農類型について示したものです。

議長（田中会長職務代理者）

先程も言いましたが、ここで議論を尽くせません。1月の総会で審議します。それまでに質問等あれば農林課に個別に問い合わせいただき、また積算根拠等も出て来ると思うので、それを参考によりよくしたいと思います。この件は終わります。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ番号34の大篠津町から番号37の諏訪について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所は画面に表示しますのでスクリーンをご覧ください。

番号34の大篠津町について説明します。申請地は、〇〇〇〇近くに位置します畑、1筆611平方メートルの農地です。隣地で耕作する受人の希望により渡人と、この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は261アールです。

次に35番の水浜について説明します。申請地は、水浜集落の南に位置します、畑4筆、586平方メートルの農地です。遠方に居住する渡人の希望により受人とこの度合意され、伯耆町地内の農地も合わせ、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は39アールです。

次に36番の福市について説明します。申請地は、米子病院北東に位置します。田1筆、489平方メートルの農地です。高齢のため隣接耕作者に譲渡を持ち掛けたところ、この度合意され、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は68アールです。

番号37の諏訪について説明します。申請地は、諏訪神社近くに位置します田3筆、3,878平方メートルの農地です。買い手を探していた受人と、この度合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は113アールです。

3条許可案件は以上4件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（田中会長職務代理者）

番号34の大篠津町について、担当委員から補足があればお願いします。

本池推進委員

34番の議案について説明します。現地調査は角委員と本池推進委員で11月21日にしました。許可については問題無いと思います。

議長（田中会長職務代理者）

番号35の水浜について、担当委員から補足があればお願いします。

森中推進委員

番号35番ですが、現地調査は11月26日に田邊委員と森中推進委員でしました。二人の意見として何ら問題無いと一致しました。

議長（田中会長職務代理者）

番号36と番号37について、担当委員から補足があればお願いします。

生田農業委員

11月25日に私が確認しました。何ら問題ありません。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ番号91の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

91番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。12月1日に角委員と本池推進委員で現地確認しました。造成計画は5センチの盛土造成を、擁壁として隣地境界に木製の柵1メートルを設置します。雨水は地下浸透で溢れた場合、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は発生しません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅、公共施設が連たんしている区域内の農地で、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号92の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

92番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。11月30日に公本委員、田口推進委員と現地確認しました。造成計画は最大30センチの盛土造成を、擁壁として隣地境界にコンクリートブロック50センチを設けます。雨水は敷地内溜桝から新設道路側溝へ、汚水は公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号93から番号94の河崎について一括審議します。担当委員から説明をお願いします。

山中推進委員

93番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は分家住宅です。12月5日に大縄委員、山中推進委員で現地確認しました。造成計画は20から30センチの盛土造成を、擁壁としては、隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段から3段設置します。雨水は敷地内溜桝から農業用水路へ、汚水は合併浄化槽から農業用水路へ流す計画で問題ありません。隣接農地耕作者の同

意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。

94番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は資材置場及び駐車場です。12月5日に大縄委員、山中推進委員と現地確認しました。造成計画は80から100センチの盛土造成を、擁壁は隣地境界にL型擁壁100センチを設置します。雨水は地下浸透及び農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水は発生しません。隣接農地耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。いずれも転用について問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

矢倉農業委員

申請地に車が出入りできるのかな、道路が無いようだが。

事務局（石岡主任）

こちらの事務局が資材置場として使用されるという事で、通り抜けができるようになっています。

議長（田中会長職務代理者）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ番号95の車尾南1丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

船越農業委員

95番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。11月30日に船越委員、大東推進委員と現地確認しました。造成計画は30から40センチの盛土造成を、擁壁は隣地境界にコンクリートブロック50センチを設置します。雨水は農業用用水路へ、汚水は合併浄化槽から農業用用水路へ流す計画で問題無いと思われます。西側の隣接地は11月の総会で審議した住宅地です。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、11ページ番号12-1から16ページ番号12-27までを一括審議します。番号12-22から12-23は、関係者の大縄委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

11ページ番号12-1から12ページ番号12-6は新規設定です。番号12-7は再設定です。番号12-8は新規設定です。番号12-9から番号12-10は再設定です。番号12-11は新規設定です。13ページ番号12-12は再設定です。番号12-13から番号12-14石州府〇〇〇番は新規設定です。石州府〇〇〇〇番から番号12-15は再設定です。14ページ番号12-16は新規設定です。番号12-17から15ページ番号12-23は再設定です。16ページ番号12-24から番号12-27は新規設定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。はじめに、15ページ番号12-22から番号12-23について、賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号12-22から番号12-23を除いて、11ページ番号12-1から16ページ番号12-27について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、18ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号12-1から本日配布した番号12-41までを一括審議します。番号12-2は、関係者の角委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。本日は追加の議案を配布しています。

18ページ番号12-1から26ページ番号12-40及び追加した番号12-41まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由を記載し

ています。今月の設定の合計で、Aは地権者の意向によるもの31件、Bは相對の契約から中間管理事業への切替1件、Dは期間満了による更新9件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。はじめに、番号12-2について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号12-2を除いて、番号12-1から26ページ番号12-40及び今日配布されました番号12-41について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、29ページ、議案第4号をお願ひします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、30ページ番号1から37ページ番号17までを一括審議します。番号17は、関係者の田中委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。30ページ番号1から37ページ番号17は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。番号1から36ページ番号16まで、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、37ページ、番号17について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、40ページ、議案第5号をお願いいたします。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積、別段の面積の設定について下記のとおり提案します。事務局より説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案第5号、下限面積、別段の面積の設定について説明します。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積、別段の面積の設定について提案します。農地法3条における下限面積は、農地の売買等をする場合の許可要件の一つで、許可後の経営農地の面積の下限を定めています。下限面積は、農地法施行規則により、自然的、経済的条件から同一と認められる地域を設定区域として、10アール以上の面積で定めること、また、設定区域内において、下限面積未満の農家数が、設定区域内の農家総数のおおむね4割であることが基準となります。以上の基準を踏まえ、農業委員会では毎年、下限面積の検討をすることになっています。

42ページをお願いします。各地域の下限面積を表示しています。43ページをお願いします。設定区域ごとの経営面積、農家世帯数一覧を表示しています。上から三つ目の、福生・福米は、10から15アール及び15から20アールの経営面積の世帯数が減少傾向にあり、経営面積別の世帯数から計算される構成比が10から20アールの世帯の合計でおおむね40パーセントに達しない状況となっています。こちらの区域は昨年引き下げたこともあり、他の区域と合わせ、変更しないという提案をいたします。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、下限面積を設定することに決定します。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

44ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

45ページから47ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、12件を受理しています。

次に、48ページから49ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、9件を受理しています。

次に、50ページの非農地転用現況証明について、1件を証明しています。

次に、51ページの農地転用現況確認書交付について、1件を交付しています。

次に、52ページから53ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、3件を証明しています。

報告は以上です。

議長（田中会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していましたが審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

1月定例総会につきましては、1月8日（金）の朝9時30分から米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、12月の農地相談は、令和2年12月14日（月）午後2時から米子市淀江支所、令和2年12月15日（火）午後2時から尚徳公民館で行います。

次に、12月分の活動実績報告書ですが、1月5日（火）までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

事務局（宅和事務局長）

来年2月の総会の前に、担い手育成機構の理事長に講演をしていただく計画をしています。また案内をさせていただきます。

冒頭に農林課にされた質問で、淀江地区の認定農業者数について回答がありました。13経営体との事です。

議長（田中会長職務代理者）

これを持ちまして、第9回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時55分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田中会長職務代理者）

議事録署名委員

議事録署名委員